

糸満市立小中学校児童生徒保護者 殿

糸満市教育委員会
 教育長 屋良 朝俊
 (公印省略)

令和8年度学校給食費の改定及び無償化について（お知らせ）

日頃より、学校給食運営に対してご理解ご協力をいただきありがとうございます。

本市において、食材費等の高騰から現在の給食費では運営が厳しいことから、令和8年4月1日より下記のとおり、給食費の月額を改定することといたしました。

なお、令和8年度から国が掲げている学校給食費の抜本的負担軽減として小学校については、国が定めた基準額(5,200円)を上限として補助いたします。また、中学校については、令和7年度に引き続き沖縄県が半額を補助することとなります。

今回の本市の給食費の改定にあたっては、小学校の学校給食費の基準額を超えた保護者負担分(700円)と中学校の学校給食費の半額にあたる保護者負担分(3,350円)については、令和8年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(市負担)を充当することから、保護者負担は生じません。

記

○令和8年度保護者負担月額

	給食費月額 (変更前)	給食費月額 (変更後)	変更前の	変更後の	国県及び市の補助額
			保護者負担額 月額	保護者負担額 月額	
小学校	5,000円 →	5,900円	2,500円 →	0円	(国)が5,200円を補助、(市)が700円を補助 ※1
中学校	5,600円 →	6,700円	2,800円 →	0円	(県)及び(市)給食費の各半額(3,350円)を補助 ※2

※1 小学校については、基準額5,200円に対し国(県)より補助、差額(700円)を市が交付金を活用し補助。

※2 中学校については、給食費の半額を県より補助、残りの半額に対し市が交付金を活用し補助。

